令和3年第2回臨時会

大江町議会会議録

令和3年 5月11日 開会 令和3年 5月11日 閉会

大 江 町 議 会

令和3年第2回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示····································
○応招・不応招議員····································
第 1 号(5月11日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件····································
○出席議員····································
○欠席議員····································
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名4
○本会議に職務のため出席した者·······4
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名
○会期決定・・・・・・・・5
○行政報告····································
○報第2号の上程、説明、質疑7
○議第41号~議第45号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議第41号の説明、質疑、討論、採決
○議第42号の説明、質疑、討論、採決
○議第43号の説明、質疑、討論、採決
○議第44号の説明、質疑、討論、採決
○議第45号の説明、質疑、討論、採決1 9
○議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決 3 0
○閉会の宣告····································
○署名議員

大江町告示第37号

令和3年第2回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年5月6日

大江町長 松田清隆

- 1 日 時 令和3年5月11日 午前10時
- 2 場 所 大江町議会議場
- 3 附議事件
 - ・専決処分の承認を求めることについて (大江町税条例等の一部を改正する条例)
 - ・専決処分の承認を求めることについて (大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)
 - ・専決処分の承認を求めることについて (大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)
 - ・専決処分の承認を求めることについて (令和2年度大江町一般会計補正予算(第13号))
 - ・専決処分の承認を求めることについて (令和3年度大江町一般会計補正予算(第1号))
 - 令和 3 年度大江町一般会計補正予算(第 2 号)

《報告》

・水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○応招・不応招議員

応招議員(11名)

1番 橋本彩子君 2番 菊 地 邦 弘 君 3番 藤野広美君 櫻井和彦君 4番 5番 関 野幸 一 君 毛 利 登志浩 君 6番 伊藤 慎一郎 君 7番 宇津江 雅 人 君 8番 結 城 岩太郎 君 9番 10番 土 田 勵 一 君 11番 菊 地 勝 秀 君

不応招議員 (なし)

令和3年第2回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年5月11日(火)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 報第 2号 水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 5 議第41号 専決処分の承認を求めることについて

(大江町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 6 議第42号 専決処分の承認を求めることについて

(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議第43号 専決処分の承認を求めることについて

(大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)

日程第 8 議第44号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度大江町一般会計補正予算(第13号))

日程第 9 議第45号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度大江町一般会計補正予算(第1号))

日程第10 議第46号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(11名)

1番 橋 本 彩 子 君

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美君

4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君

6番 毛 利 登志浩 君

7番 宇津江 雅 人 君

8番 伊藤慎一郎 君

9番 結 城 岩太郎 君

10番 土田 勵一君

11番 菊 地 勝 秀 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松田清隆君

副 町 長 槇 英 毅 君

教 育 長 犬 飼 藤 男 君

総務課長 五十嵐 大朗君

政策推進課長 鈴木利 通君

税務町民課長 阿 竒

阿 部 美代子 君

健康福祉課長 伊藤修君

農林課長

秋 場 浩 幸 君

建設水道課長 櫻井洋志君

教育文化課長

西田正広君

会計管理者 兼出納室長 清水正紀君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 金子冬樹君

議会事務局 庶務主 養孫

伊藤美幸君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

〇議長(菊地勝秀君) 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等着用での議会となりますが、ご協力よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(菊地勝秀君) これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地勝秀君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美さん

を指名します。

◎会期決定

○議長(菊地勝秀君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎行政報告

○議長(菊地勝秀君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

〇町長(松田清隆君) 皆さん、おはようございます。

私のほうから、行政報告として1件、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についてご報告させていただきます。

今回のワクチン接種に当たっては、4月1日から65歳以上の高齢者を対象に、年齢の高い方から順次、ワクチン接種のクーポン券、それと受付開始のお知らせを送付し、予約受付を開始しております。4月23日までに、高齢者施設などの入所者を含む65歳以上の接種対象者全員3,212人への送付を完了いたしました。その後のコールセンターへの電話による予約の状況については、5月10日、昨日現在で2,631人、81.9%となっております。現在、コールセンターではワクチンの入荷状況に合わせて予約者の方に接種日時などの連絡を行っており、今後は未予約者の方への接種勧奨にも努めたいと考えているところです。

次に、ワクチン接種の進捗状況についてでありますが、4月30日の介護老人保健施設景雲 荘入所者の接種を皮切りに、5月6日からは予約受付の早い方から順に大江町あかざクリニ ックにおいて接種を開始しております。これまで接種を受けた人数といたしましては、5月 10日、昨日現在で高齢者施設などの入所者を含む65歳以上の高齢者305人、医療従事者など 40人、合計で345人の1回目の接種が完了しております。

先般、国からは、6月最終週までに65歳以上の全高齢者が2回接種可能となる量のワクチンを供給できるとの基本配分計画が示されました。今回の予防接種の目的であります新型コロナウイルス感染症の発症予防、重症者の発生を抑制する観点から、7月末までに重症化リスクの高い65歳以上の高齢者全員への接種を完了するようにとの通知がなされております。

今後は、町内の2つの医療機関の協力を得ながら、7月の末までの接種完了に向けてワクチン接種を加速していきたいと考えております。

また、65歳未満の方についても、今後のワクチン供給量を見極めながら、基礎疾患を有する方、高齢者施設などの従事者、60歳から64歳までの方、そして次に60歳未満の方と、国の接種基準に従いワクチン接種を進めてまいります。

今回のワクチン接種については、16歳以上の全町民を対象とするこれまでに経験したことがない規模での予防接種であります。接種に当たっては現場において様々な課題も想定されますが、その課題については順次修正を加えながら、引き続き町民の方が安全にかつ迅速に接種できる体制を整えてまいりますので、町民の皆様からのご協力と議員の皆様からのご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(菊地勝秀君) これで行政報告は終わりました。

それでは、お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長(菊地勝秀君) 日程第4、報第2号 水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを 議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長(松田清隆君) 報第2号 水道事業会計予算繰越計算書の報告についてにつきましては、令和2年度大江町水道事業会計予算に係る資本的収支のうち建設改良費について翌年度に繰越ししたもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告させていただくものであります。

事業内容につきましては、沢口地内の町道沢口柳川旧道線道路災害復旧工事に伴う配水管 布設替工事及び水道事業公用車購入事業に係るものです。

なお、金額及び財源内訳につきましては、別紙令和2年度大江町水道事業会計予算繰越計 算書に記載のとおりでありますのでご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(菊地勝秀君) 報第2号についての質疑を行います。6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 令和2年度の水道事業会計の繰越計算書というふうなことでの説明でございましたが、当然2年度の会計年度の3月定例議会の中でこれらの報告事項があるというふうにまずは理解するわけですが、ここに書かれている翌年度へ繰越しする額が961万8,000円というふうになっていますが、1本は豪雪による復旧工事、あるいは2本目は公用車の附属備品というふうなことで2本立てになっておりますが、この復旧工事あるいは公用車の附属備品というのは当初予算の中で計上されていたのかどうか。当初の中で計上されておれば年度内の完成というものが当然可能であるというふうな中で予算措置をしているというふうに理解しますけれども、その辺のところを、まず当初予算の関係、それからいつ発注になったのか、その辺をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** こちらの繰越予算の関係につきまして申し上げます。

1つにつきましては、昨年の7月発生の豪雨災害による町道の破損でございまして、その町道の下に配水管が通っているというようなことから、これは補正で昨年度対応ということで予定をしておったものでございます。

あと、もう一点の公用車の更新につきましては、当初予算のほうで置かせていただいておりました。現在の水道のトラックなんですけれども、こちらについては今年の6月21日までの車検というようなことではあるんですけれども、令和2年度中に更新をして年度の切替えをもって、保険の関係とかもございますので、そういった中で年度末ぎりぎりに納車というようなことを想定をしておったわけなんですけれども、こちらについては、コロナの関係もあってなかなか納車ができないというようなことで遅れるというようなことが判明したものですので、繰越しというような形で対応させていただいたものでございます。

以上でございます。

〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。

○6番(毛利登志浩君) 今の説明ですと、7月の豪雨災害の中での災害に伴っての復旧工事ということになりますと、3月までの間にかなりの期間があるというふうな中で、961万8,000円の中の復旧工事費が幾らかちょっと分かりませんが、当然3月中には豪雪に関係なく完了できたのではないかというふうに思います。

それから、公用車につきましても、6月が車検だったというふうな中で年度内の納入というふうな説明があったわけですが、復旧工事と同じように、6月から3月までというふうなことになると10か月間の余裕があるというふうな中でこのような繰越しをしなければならないというふうなのはちょっと理解に苦しむというふうなことがありますので、今後はこういうふうな繰越明許というふうな形の事業執行でなくて、計上された予算は年度内に完了するというふうなことを希望して終わります。

〇議長(菊地勝秀君) 返答は要りますか。

[「要らない」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで報告は終わりました。

◎議第41号~議第45号の一括上程、説明

○議長(菊地勝秀君) 日程第5、議第41号 専決処分の承認を求めることについて(大江町税条例等の一部を改正する条例)から日程第9、議第45号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度大江町一般会計補正予算(第1号))までの5件を一括議題とし、議案の詳細説明及び審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

それでは、議第41号から議第45号について提案理由の説明を求めます。 松田町長。

〇町長(松田清隆君) 専決処分の承認を求める議案5件につきまして、まとめてご説明いたします。

初めに、議第41号から議第43号までの議案3件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、大江町税条例等の一部を改正する条例、大江町都市計画税条例の一部を改正する条例及び大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について令和3年3月

31日付で専決処分を行ったものであります。

次に、議第44号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第13号)の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正につきましては、2ページの第1表、繰越明許費補正にありますとおり、繰越明許費の追加であります。

10款4項のふれあい会館自家発電装置等整備事業につきまして、令和2年度内の完了に向けて事業を進めてまいりましたが、新型コロナの影響により自家発電装置の製造ラインが縮小されたことから、年度内での納品と工事完成が困難となったものであります。こうした状況から早急に繰越明許費を追加する必要が生じたため、令和3年3月26日付で専決処分をさせていただいたものであります。

金額は1,084万2,000円で、さきにご可決いただきました繰越明許費と合わせますと、一般会計の繰越明許費の合計額は2億7,747万3,000円となります。

続きまして、議第45号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認 を求めることについてご説明申し上げます。

今回の補正内容は、1点目として、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に伴う 経費となっており、個別接種をあかざクリニックに業務委託するための費用、保健センター で集団接種を実施するための費用、そして役場庁舎内に開設しているコールセンターなどの 関連経費を計上しております。

2点目の災害復旧費といたしましては、町道山田原市野沢線において3月に発生した地滑 り災害への対応として、地滑りの状況の調査と測量業務に要する事業費を計上しております。

3点目でありますが、4月1日付の人事異動により、事務室の移動に要する経費として、 政策推進課に新設された移住・定住推進室の窓口カウンターを製作する費用などを計上して おります。

いずれの事業につきましても、緊急性が高く、早急に予算措置を講ずる必要があったため、 令和3年4月1日付で専決処分させていただいたものであります。

歳入でありますが、ワクチン接種に係る国庫支出金のほか、不足する財源には前年度繰越 金を充当しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,080万円を追加し、補正後の予算総額を50億9,680万円とするものであります。

以上が専決処分の承認を求める議案5件についてであります。詳細につきましては担当課

長より説明させますので、ご審議の上、ご承認くださるようにお願いを申し上げます。

◎議第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 議第41号 専決処分の承認を求めることについて(大江町税条例等の 一部を改正する条例)について担当課長の詳細説明を求めます。

○税務町民課長(阿部美代子君) 議第41号 専決処分の承認を求めることについて(大江町税条例等の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

資料1の新旧対照表をご覧ください。

阿部税務町民課長。

今回の条例改正は、その根拠法となる地方税法等の一部を改正する法律や地方税法施行令の一部を改正する政令等が施行日の違いなどにより条建てで構成されていることから、法律の改正文に沿って2条建てで構成しております。また、原則として令和3年4月1日が施行日となりますが、改正規定により施行日が異なることにご留意いただきたいと存じます。

次に、本日配付させていただきました資料1-2の大江町税条例の改正概要をご覧ください。

このたびの地方税法等の主な改正点として、裏面の14番及び15番に記載しております固定 資産税の土地に係る負担調整措置が令和5年度まで継続されるほか、新型コロナウイルス感 染症による社会経済活動や国民生活に配慮し、税額が前年度より増となる土地に係る税額の 据置措置が令和3年度限定で設けられております。また、14番及び17番に記載しております 軽自動車税では、環境性能割の臨時的軽減措置の適用期間の延長や、種別割のグリーン化特 例の対象車両を見直した上で2年間延長するなどの改正が令和3年4月1日からの施行で行 われております。

そのほか、施行日が異なるものとして、表の1番、4番、11番に記載しております住民税の非課税の範囲については、国外居住親族の取扱いの見直しに伴う改正であり、令和6年1月1日からの施行となります。また、2番に記載の特定公益増進法人等の出資に関する寄附を寄附金税額控除対象から対象外とする改正及び12番の医療費控除との選択制となっているセルフメディケーション税制の適用期間を延長する改正については令和4年1月1日施行となります。

これらの改正点を踏まえ、町税条例の改正を行ったところでありますが、改正概要では条項ごとに改正内容を整理して掲載しておりますので、資料1の新旧対照表と併せてご確認いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律等の施行日であります 令和3年4月1日から本条例を施行する必要が生じたことから専決処分したものであります。 以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第41号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番(毛利登志浩君) 資料1に基づいて若干質問させていただきたいと思います。

6ページの第76条、「固定資産評価員は、1名とする」というふうなのが、「法第404条 第1項に規定する固定資産評価員の職務は、町長がこれを行う」というふうになっておりま すけれども、ここで言っている固定資産評価員は、前の条例ですと1名となっているんです が、改正は町長が職務を行うというふうになっておりまして、この人数はあくまでも1人と いうふうな理解でよろしいのかどうかお伺いいたします。

それから、軽自動車税の種別割の税率の特例というふうなことで12ページにあります。16 条からうんぬんとなっていますけれども、ここの13ページの第6項の中に、4段目に「初回 車両番号指定を受けた場合には」というふうになっておりますが、この「初回車両番号指定 を受けた場合」というのはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

まず、2点についてお願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 阿部税務町民課長。
- ○税務町民課長(阿部美代子君) ただいまの質問でありますが、1点目でありますが、最低 1人ということでございます。

2点目でありますが、すみません、軽自動車のどっちの……。

〔「初回車両番号指定」と言う人あり〕

- ○税務町民課長(阿部美代子君) 最初の登録を示しているのですが、……こちらは、軽自動車税の経過の特例を示しているんですけれども、これまでも、現在もこちらの経過措置が行われておりまして、3月31日で今のが一旦切れて、その次に4月1日から5年3月31日までに登録した分は軽減措置を継続しますよということを示している内容となっております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 6番、毛利登志浩君。

○6番(毛利登志浩君) 76条で、「評価員は1人とする」というふうに前の条例ではなって おりまして、新しく76条にはその人数が書かれていないんですけれども、ここの理解をどう するんですかというふうな質問でございます。

それから、12ページの第16条の初回車両の番号指定というふうなことがあるんですけれども、ここの条文を見ますと「附則30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定」、そして8項までにおいて「初回車両番号指定」というふうになっているんだけれども、この「初回車両番号指定」というのは、ここで言っている444条の3項というのはどういうふうなものなのかをちょっとお聞きしたいなというふうに思ったところでございました。

- 〇議長(菊地勝秀君) 阿部税務町民課長。
- ○税務町民課長(阿部美代子君) 「初回車両番号指定を受けた」というのは取得する際を示しているものです。購入したとき。
- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 要するに、軽自動車を購入すると。購入したときに黄色い番号を軽 自動車はなるわけだけれども、そのことを言っているんですか、これは。

それから、1つ目の固定資産評価員というのは、1人というものがこっちに新しく書かれていないので、ここは76条のほかに前のほうにでも書かれているのかなというふうに思ったりしたんだけれども書かれていないと思うので、ここの固定資産評価員というのは人数は定めないと、要らないということになるんでしょうかという。固定資産評価員の設置、76条では1人、76条の新しい条文は何人と書かれていなくて町長がこの職務を行うというふうになっているので、固定資産評価員は置かなくてもよいというふうに税条例では変わったんですかということを聞いているんですけれども。

- 〇議長(菊地勝秀君) 阿部税務町民課長。
- ○税務町民課長(阿部美代子君) 固定資産評価員という形では置かずに町長がこれを行うということに改めるということです。

[「ナンバーについて、指定番号」「議長」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) ちょっとお待ちください。

[「答弁」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) この件の質問とやり取りにつきましては、もう一度後で皆さんが理解できるようにしたいと思いますので、よろしくご協力お願いします。

そのほかございますか。

8番、伊藤慎一郎君。

- ○8番(伊藤慎一郎君) 今の毛利君とのやり取りの中で、私もちょっと分からないので質問しますけれども、今言うように、固定資産評価員を置かなくて町長が固定資産を判断するということで何も問題はないんですか。何かその要因というのはどこから来たんですか。分かりませんか、町長。町長の答弁をお願いします。
- ○議長(菊地勝秀君) それも含めまして、後でもう少し皆さんに分かるような範囲内で執行 部のほうでお答えしたいというふうに思いますので、皆さん、その件につきましてはよろし くご協力お願いします。

そのほか、別件ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第41号 専決処分の承認を求めることについて(大江町税条例等の一部を改正する条例)、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

「替成者举手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

この件は、後で皆さんが分かるような説明を。

次に進めます。

◎議第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 議第42号 専決処分の承認を求めることについて(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)について担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長(阿部美代子君) 議第42号 専決処分の承認を求めることについて(大江町

都市計画税条例の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

資料2の新旧対照表をご覧ください。

1ページをご覧ください。

条例附則第6項につきましては、宅地等に対する負担調整措置を令和5年度まで継続する ほか、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響等を考慮して、令和3年度課 税分に限り前年度より税額が増加する土地に対する税額の据置措置を講ずる条項の整備を行 うものであります。

続く条例附則第7項から2ページの第10項までは、負担調整措置を令和5年度まで継続するための条項の整備を行うものであります。

3ページをご覧ください。

条例附則第11項前段につきましては、農地に対する負担調整措置を令和5年度まで継続すること、また後段は令和3年度に限定した税額の据置措置に係る条項の整備を行うものであります。

続く条例附則第13項につきましては、法改正に伴う参照先条項の項ずれに対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の施行日であります令和3年4月1日から本 条例を施行する必要が生じたことから専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第42号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第42号 専決処分の承認を求めることについて(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第43号の説明、質疑、討論、採決

- 〇議長(菊地勝秀君) 議第43号 専決処分の承認を求めることについて(大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)について担当課長の詳細説明を求めます。 阿部税務町民課長。
- ○税務町民課長(阿部美代子君) 議第43号 専決処分の承認を求めることについて(大江町 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

資料3の新旧対照表をご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、一部を除き4月1日から施行されたことに伴い、大江町固定資産評価審査委員会条例第6条及び第10条の条項において、行政手続等における押印等の見直しに伴う字句等の整備及び項ずれに対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の施行日であります令和3年4月1日から本 条例を施行する必要が生じたことから専決処分したものであります。

以上でございます。

- O議長(菊地勝秀君) 議第43号の質疑を行います。
 - 6番、毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 先ほどの専決処分の議第41号の第76条に固定資産評価員というふうな中で、1人はいなくてもいいとかというふうになったわけでございますが、ここで言っている条文の改正については何ら申立てというか質疑をすることでありませんけれども、議第41号で言っている固定資産評価員とここで言っている固定資産評価審査委員会というふうなの関連をお聞きしたいというふうに思います。固定資産評価員とは何をするのか、ここで言っている固定資産評価審査委員会とはどういうことをするのかお聞きしたいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 阿部税務町民課長。
- ○税務町民課長(阿部美代子君) 41号の評価員については、評価を行う者、職員のほうです。 こちらの43号の評価審査委員というのは、固定資産の評価について疑義が生じた場合、町民 からの申出等を受け付けて審査する委員のことを指しております。
- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。

○6番(毛利登志浩君) 先ほどの41号についての評価員というのは職員というふうな説明が あったんですが、職員というふうな理解でよろしいの。

それから、その職員が評価をして、そして税金を頂く通知書をやったときに、いろいろこれはちょっとおかしいんでないかと異議申立てがあったときにその審査内容を審査するというのが審査委員会だというふうに理解してよろしいですか。

- 〇議長(菊地勝秀君) 阿部税務町民課長。
- ○税務町民課長(阿部美代子君) 申し訳ございません。さっき評価員のほうは町長がこれを 行うということで、評価員のほうは町長、評価審査については異議申立ての際に審査する者 ということです。
- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 町長が行うということは、職員がするということで理解はするわけですけれども、前回までの評価員の1人というふうなのは、だとこれまで職員の方1人で評価してきたというふうに捉えてよろしいんですか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 阿部税務町民課長。

[「後で教えてください」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

〇議長(菊地勝秀君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

阿部税務町民課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長(阿部美代子君) 43号の関連で訂正をさせていただきたいと思います。

固定資産評価員の設置についてでありますが、これまでも固定資産評価員を置かず町長が その職務を行っていたことから、法の規定に基づいて改めて町長がその職務を行う旨の条項 を整備させていただいたものであります。

以上です。

○議長(菊地勝秀君) 質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第43号 専決処分の承認を求めることについて(大江町固定資産評価審査委員会条例の 一部を改正する条例)、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 議第44号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度大江町 一般会計補正予算(第13号))について担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

- ○総務課長(五十嵐大朗君) 詳細説明はございません。
- ○議長(菊地勝秀君) 議第44号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第44号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度大江町一般会計補正予算 (第13号))、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 議第45号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度大江町 一般会計補正予算(第1号))について担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長(五十嵐大朗君) 議第45号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第1号)についての専決処分の承認を求める議案につきまして、詳細をご説明いたします。

初めに、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

4ページをお開きください。

2款総務費は142万8,000円の増額です。

1項1目一般管理費は、政策推進課と新設された移住・定住推進室の窓口に総務課などと 同様に西山杉のカウンターを製作する委託料のほか、書架やパーティションなどを購入する 備品購入費を計上しております。

4款衛生費は6,137万2,000円の増額です。

1項2目予防費は、全て新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費でありますが、役場内に開設しているワクチン接種コールセンターに係る人件費と電話料、ワクチン接種券印刷費等の事務経費のほか、個別接種をあかざクリニックに業務委託するための費用とワクチン接種委託料などを計上いたしました。また、集団接種を並行して実施することも想定しておりますが、医師及び看護師の報償費と保険料、医療廃棄物処理委託料なども計上しております。

5ページをお開きください。

11款災害復旧費は2,800万円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費の測量設計等委託料は、3月に被害を確認した町道山田原市 野沢線の地滑り災害につきまして、公共災の補助事業申請に向けた地質調査や測量業務を実 施するための費用であります。

歳入についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

14款国庫支出金の1項2目衛生費国庫負担金及び2項3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保のための特定財源であります。

19款繰越金は、不足する財源を補塡するため追加したものであります。

以上が令和3年度大江町一般会計補正予算(第1号)の内容であります。

〇議長(菊地勝秀君) お諮りします。

議第45号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言される場合はページ数をお示しの上、発言してください。

議第45号の質疑を行います。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番(伊藤慎一郎君) この補正予算は、高齢者というかな、65歳以上の方のワクチン接種 を行うための予算なのかちょっとお伺いしたいと思います。

そして、今大体1人当たり予算、コロナワクチンを接種した場合、大体、数で割れば出る と思いますが、どのくらい経費がかかるのかもお伺いいたします。

- **〇議長(菊地勝秀君**) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) お答えをいたします。

今回、予防費のほうに計上しております6,137万2,000円につきましては、基本的には16歳以上から65歳までの方の全員に係る費用の分について計上させていただいております。ただ、一部65歳以上の方のワクチンの券とかそういった費用については、去年の予算の中で措置している分も一部あるということでございます。

あと、経費といたしましては、全部で6,137万2,000円でございますので、これを全対象者 6,831人で割れば890万ぐらいの経費となっているところでございます。

〔「8,900というような」と言う人あり〕

○健康福祉課長(伊藤 修君) 900万程度の経費となっているところでございます。

〔「1人当たりで8,900」と言う人あり〕

〇議長(菊地勝秀君) よろしいですか。

伊藤慎一郎君。

○8番(伊藤慎一郎君) 1人当たりを聞いたんですけれども、1人当たり800万ですか。 それから、あとPCR検査についてもちょっとお伺いしたいと思いますが、そのPCR検 査についてはこの予算の中には入っているのかどうか。

あとそれから、PCR検査を受けた場合とか、例えば大江町で発生してPCR検査をしな きゃならないとなったときの予算というのは計上になっているのかお願いします。

- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) お答えをいたします。

PCR検査の費用につきましては、第2号の補正のほうで計上させていただいております。

○議長(菊地勝秀君) よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 4番、櫻井です。

4ページ、4款1項2目予防費の中で、今回ワクチンの接種をあかざクリニックのほうに お願いするということで、接種体制確保委託料、管理委託料、接種委託料が入っております が、これには、前回あかざさんのほうに事前に見学に行ったときに非常用発電装置が設置さ れていないということで、事前にほかのところでやったときに、確保するのにディープフリ ーザーの不具合でワクチンが駄目になったという事例がありました、うちの町ではありませ んけれども。

それで、うちの町は、プールなんかもやっているとよく分かるんですけれども、落雷がひどくて停電の発生する可能性があります。結構あります。その場合に、ディープフリーザーに応急用発電装置がない場所で管理してもらってワクチンがもつのかどうか。実際にあかざさんのほうに話したところ、個人病院なので応急用発電装置を備えるだけの予算は確保するのが難しいという話でありました。これを町があかざさんのほうに委託して、応急用発電装置を備えるだけの費用を工面しているか。その前に、今現在、この委託料の中にそれが入っているか、もし入っていなければ今後どうするかということを教えてください。

- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) お答えをいたします。

フリーザーの非常電源用の装置につきましては、基本的には今回の予算の中には計上はされておりません。ただ、今回の歳出予算の中にワクチン接種体制確保委託料2,228万5,000円とワクチン管理委託料ということで114万円というのが計上されておりますので、その中で、それはワクチンの接種の確保体制に係る経費でございますので、そのところの経費とか、あとはワクチン管理委託料の中で捻出できるかどうか、その辺をもう一回考えて、もしもでき

ないようであれば新たな予算措置とかその辺のところを検討したいと思っているところでご ざいます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 今のところはまだ入っていない、検討中ということですね。貴重なワクチンですので、無駄にならないような体制をやって、しかもあかざさんのほうに負担がかからないような形で町のほうが支援体制をつくっていただけるようにお願いします。よろしくお願いします。返答要りません。
- O議長(菊地勝秀君) 7番、宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 4ページ、ただいまのワクチン接種委託料に関連しましてですが、 それは確認で質問したいんですが、先般、大江町に対しては1箱、975回分のワクチンが入 ったというふうにお伺いしております。それで、1回につきまして通常であれば5人分とい うか5回使えるよと。それか6回分大丈夫だというふうに伺っているか。これは6回分で大 丈夫なんでしょうか。
- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) お答えをいたします。

当初の国の計画では、1箱当たり195バイアルということで195瓶、よくテレビで流れているあれが195入っております。最初の計画では1本の瓶で注射器5回分しか使用できなかったということで、そこから975回という数字が出ているかと思いますけれども、5月10日以降につきましては6回分取れる注射器が国のほうから配付されるということで、それにつきましては全部で1,170回ということで、当初よりは、注射器を変えることによって接種回数のほうは拡大していくものと考えているところでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 分かりました。6回が可能ということで1,170回、1,170人分ということだと思いますが、そこで先般、町長の行政報告で5月10日現在、65歳以上、これは年齢の高い方、また体の悪いというかそういう方からやっていただいているということ。345名ですかね。これ1回目ですね。全部で該当する方は3,112人というふうにお伺いしていますけれども、これであれば今残っている分は、345人接種が終わっていますので800人分ぐらいしか残っていないというふうに思うわけでありますが、いわゆる1,170マイナス345人使用したということでございますので、その後の方も接種しなきゃいけないということで、その分のワクチンについてはいつ頃可能かどうかお伺いしたいんですが。

なお、参考まで、昨日のNHKのニュースでは今週から来週末にかけまして全国に約1,900万回分のワクチンを配分するというふうに伺っていますので、大江町についてはこの不足分、いつ頃からめどがつくのかお伺いしたいと。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) ワクチンの供給量につきましては、この事業が始まった段階ではなかなか供給がいつになるかというのは不透明な状況でありましたが、その後、国の方針があって、6月末までは全高齢者が2回受けるワクチンを供給するというお話がございました。大江町の場合は、明日、12日にまず1箱確保できるような状況になっております。あと5月22日に2箱を供給できるような体制になっております。それで全部合わせて4箱になりますけれども、65歳以上の高齢者については私の試算では5箱あれば十分かなと思っているところでございますので、当面はあかざさんのほうで計画的に進めていくことができると思いますし、最終の5箱についても途中で接種をやめることなくその前に入ってくるものと考えておりますので、基本的には65歳以上の方については潤沢なワクチンが供給されるものと考えているところでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) 3回目で最後になりますが、5月12日、あしたですかね、それから 22日ということで4箱ですか、これが入る予定ということを伺っています、ということです ので、65歳以上の方については1回目は6月中までには完了するというような予定であると いうようにお伺いしていますので、大変ですけれどもよろしくお願いしたいと思います。 以上で質問を終わります。
- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** 先ほど、65歳については6月末ではなくて、国の方針では7 月末まで終了するようにという通知がされているところでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 2番、菊地邦弘君。
- **〇2番(菊地邦弘君**) 2番、菊地です。

このワクチンの接種に当たって、担当部署の方、お疲れさまでございますとまず一言添え たいと思います。

それで、うちでも高齢者がいますので、たまたま私電話を取りました。5月11日、今日なんだな、あと6月1日ですよと。大変丁寧ですばらしい電話の対応でございまして、喜んでいるところであります。

それで、このワクチン、今ずっと進んでいるわけですけれども、アナフィラキシーを持っている、あと元気なんだけれども俺は絶対受けたくないと、あとは交通の、なかなか来れない、そういう方々はどういうふうに対応しているんでしょうか。

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) お答えをいたします。

確かに、今回の接種に当たりましては、まずは主治医さんがいる方についてはかかりつけ 医の方に相談をしていただいているのが大前提でございます。その中で、話に聞きますと、 やっぱり以前にアナフィラキシーの症状が出た方については、お医者さんのほうから今回の 接種は見送ったほうがいいんではないかという方も中にはいらっしゃるようでございます。 ただ、今回の接種はあくまでも任意接種でございますので、強制接種ではありませんので、 やっぱり最終的には個人の判断なのかなと思っているところではございますが、当然、接種 勧奨の中でやっぱりこのワクチンの有効性とか、当然、病気を持っていることによって受け られない方に無理に勧めることはしませんけれども、そういったところも一緒にお話をさせ ていただきたいかなと思っているところでございます。

あとは、送迎の部分につきましては、確かにほかの市町村では65歳以上の地区ごとということで地区で設定しているものですから、その中で送迎バス等、そういったところを使っているところもありますけれども、本町の場合は、あくまでも考え方は高齢者のうちの年齢の高い順から、重篤になりやすい方から接種をしていただきたいという希望なので、どうしても地区が限定されるわけではなくて町の中全体に散らばってしまうものですから、その中でどうしても送迎バスというのがなかなかできない状況です。

ただ、今のところコールセンターで予約受付の段階で、幸いにも予約している方から足の問題というのはなかなか質問は出ていないところでございます。何らかの方法で来てくださるものかとは思っております。ただ、さっき行政報告にあったとおり82%の予約率ということで、残り18%の方については打たないという選択をしている方もいるし、当然ちょっと足の便が悪くて行けないということでちゅうちょされている方もいるかと思います。ですから、これから接種の勧奨の電話をかけますので、その際に、そういった交通手段がないから今回受けないのかねとか、その辺のところを丁寧に聞いて、そういった方がまとまれば当然、町のマイクロバスを出したり、あとは最終的には保健衛生係とか健康福祉課でお迎えに行ったりとか、そういった中で、受けたいのに受けられない方については丁寧に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- ○2番(菊地邦弘君) ありがとうございます。今ご説明ありましたように強制なわけではないですので、どうしても私は受けたくないという方は出てくると思います。その中で、そういう方々が何名いるか分からないんですけれども、町のほうでPCR検査をやってあげたらいいんじゃないんですか。PCR検査をやったから安全とかということではないと思いますけれども、PCR検査をやって次の日にかかる場合もあるか分からないですけれども、まずは安心料として、どうしてもいろんな事情で受けたくないという方々に対しては、町のほうでじゃ1回ぐらい、2回ぐらいPCR検査を打って、あなたは大丈夫ですよというようなことも進める施策なんかもいいかもしれないんですけれども、そのあたりはどう考えますか。
- **〇議長(菊地勝秀君**) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** PCRの検査につきましても、先ほど質問があったとおり、 第2号補正の中で検査費用に対する助成というのも考えておりますので、その辺の中で、受 けたい、受けて安心したいという方についてはそういった制度を利用していただければいい のかなと思っているところでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 菊地邦弘君。
- ○2番(菊地邦弘君) ありがとうございます。ワクチンを打てばあらかた大丈夫であろうというふうな見方がありますので、何らかで絶対打ちたくないという方々にはそういうふうなPCR検査を町でもって無料でやってあげますよというようなことも期待しながら終わりたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(菊地勝秀君) 3番、藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 3番、藤野です。

先ほど、町長の行政報告にありましたように、5月10日、昨日までの段階で305人がもう 既にワクチン接種を終わっているというふうにお聞きしましたけれども、町民の方の中に2 回目のワクチン接種に対してはどのようなお知らせというか通達があるのかなというふうな 質問をちょっとする方がいらっしゃいましたので、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) 今回、予約を受け付けた方についてはワクチン接種の整理券 というものをお送りしております。いついつ大丈夫ですかといったときに、第1回目の日に ちと一緒に3週間後の日にちについてもお知らせをしている状況でございます。ですから、 接種券のほうに第2回目の日にちも書いてあると。1回終えた方については再度、今度2回

目の接種の日のご案内を併せてはがきのほうで提出しますので、それに基づいてまたあかざさんのほうで受けていただければいいのかなというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 藤野広美さん。
- ○3番(藤野広美君) 今のお話ですと、1回目の予約をするときに2回目の日にちまでも聞いていただいているというふうなことですか。違うんですか。ごめんなさい。
- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(伊藤 修君)** 予約を受け付けた段階で、いついつ大丈夫ですかというのをまず1回確認します。その際にそこからもう3週間を空けていついつ大丈夫ですとその方がおっしゃったんであれば、それから3週間後の日付についてもそのときに一緒にお知らせをしているというところでございます。

[「分かりました」と言う人あり]

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) 5ページの災害復旧費について、測量設計費2,800万というふうな委託料が計上されております。この前、裏山の町道について見させていただいて、かなりの膨大な土砂が流出しているというふうな中で、早速この委託料を計上したということはいいことだなというふうに思うんですが、今後の見込みとして、町の考え方として、災害復旧の中で融雪災害等々、どういうふうな災害の補助金を見込んで、そしてできれば今年度中に完了するとか、あるいは、測量設計の完成を見ての話だと思うんですが、町の考え方としてどのような事業を受け入れ、あるいは起債も受けながら、何年度に、今年度に着工するかどうか分かりませんが、計画の見込みをちょっと教えてください。
- ○議長(菊地勝秀君) 櫻井建設水道課長。
- **〇建設水道課長(櫻井洋志君)** こちらのほうの地滑り災害でございますが、まだちょっと現場のほうは動いているような状態で、ぽろぽろと崩れているような状況でございます。災害査定を受けるためには、その動きが止まってからでないと査定も受けられないというような状況でございますが、町としては、地滑り災害というようなことで専門家の解析等も含めてそういった証拠となるものを提示していかなければいけないというふうなこともございますので、そのための調査をしていきたいというようなことで考えております。

こうした中で、今年度中の完成ということも、できるだけ早めの完成ということではいき たいと思っていますが、そういった地滑りに伴うものだというふうなことで断定される、あ るいは災害査定がいつ頃になるのかということも関係してきますので、いつ完成するという のは今の段階ではちょっと申し上げられないとは思いますが、なかなか今年度中の完成とい うのは難しいのかなというふうなことでは感じておるところでございます。 以上です。

- 〇議長(菊地勝秀君) 毛利登志浩君。
- ○6番(毛利登志浩君) この前見させてもらった現場の状況を見ると、毎日だか分かりませんが、数センチ程度動いているようだというふうな状況の報告があったわけですが、現在の状況はどうなっているのかなということで、分かる範囲内で教えてください。
- **〇議長(菊地勝秀君**) 櫻井建設水道課長。
- ○建設水道課長(櫻井洋志君) 3月中に伸縮計を設置しましたが、50センチほど測れる器械のようです。それについては、4月の頭だったかな、一度50センチ伸び切っちゃったということで張り直しをして、また再度測量をしているわけなんですけれども、4月の後半あたりにもうまた50センチ以上伸びたというふうなことで、そのワイヤーが切れたというふうなことで、新しい器械も設置しながらということで今現在、測定のほうをしておりますが、まだまだちょっと動いているような状況です。これがいつ止まるのかというのが誰にも分からないような状況ですので、そのような調査をちょっと引き続きしながらというふうな対応で考えております。

[「了解」と言う人あり]

- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可します。 伊藤健康福祉課長。
- O健康福祉課長(伊藤 修君) 先ほど、伊藤議員さんのほうより今回の費用に対して対象者 1人当たりお幾らかかるかというご質問がありましたけれども、ちょっと私の計算間違いで、 今回の6,137万2,000円を町の今回の接種の対象者6,833人で割ると、先ほど898万と申し上げ ましたけれども8,981円の間違いでございましたので、1人当たり9,000円程度の費用がかか るものと思います。訂正しておわびしたいと思います。
- ○議長(菊地勝秀君) 1番、橋本彩子さん。
- **〇1番(橋本彩子君)** 1番、橋本です。

確認させてください。4ページの4款1項2目7節の報償費で、予防接種健康被害調査委員報償についてお伺いいたします。金額的には少ないので、多分30分間とか待っている間の係の方なのかなというふうに想像するんですけれども、これは先ほどお話された16歳以上からのワクチンの接種全てについて計上されているのかを教えてください。

- **〇議長(菊地勝秀君**) 伊藤健康福祉課長。
- O健康福祉課長(伊藤 修君) 予防接種健康被害調査委員報償10万円というのは、これは、 予防接種法に基づく健康被害救済という制度がございます。要は、ワクチンを打って何らか の疾病が生じた場合にそれを救済する制度になっております。基本的には、厚生労働大臣が 認めたものに対して給付を行うと。給付に係る費用は全額国庫負担というふうになっており ます。

その給付の流れにつきましては、まず被害を受けた請求者は市町村のほうに請求をすると。 その後に、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において医学的な見地による調査を実施いたします。その請求書類と調査のものを県を通じて国のほうに進達をすると。国のほうでは、疾病・障害認定審査会に諮問をして答申をして、今回の疾病が今回のワクチンによる影響のものなのかどうかを考えた中で決定を下して、後は国から県、町のほうになって、町のほうで支給の決定をするというものの流れでございます。

今回のこの報償につきましては、先ほども言ったとおり、市町村長が設置をする予防接種健康被害調査委員会、メンバーとしましては専門医師2名とか村山保健所所長さん、あとは寒河江の西村山郡の医師会の代表者の方とかそういった構成のメンバーがございますので、その方に係る報償費ということで考えている、計上させていただいた費用でございます。以上でございます。

- 〇議長(菊地勝秀君) 橋本彩子さん。
- ○1番(橋本彩子君) ということは、30分間待っている間とかというのに誰かが見ていてくれるとかというわけではなくて、何かあったときに、健康被害が起きたときに、それが間違いなくその被害なのかどうかというのを調査する委員の報償ということで間違いないですね。ということは、副反応が起きた場合というのは、もしも自宅に帰った後などは、病院とかにそのワクチンを受けた方は連絡するしかないんでしょうか。
- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) 今の段階では、あかざクリニックが個別接種の対象になっておりますので、例えば体に異変が生じた場合については、基本的にあかざの診療時間内であればあかざの先生の方に相談していただければとは思いますけれども、それ以外については、当然かかりつけ医のお医者さんがいらっしゃると思うので、そこの方に相談をしていただいて、重篤な場合は救急車等を呼んでいただいたり、そういった処置をしていただくというふうになっているところでございます。

- O議長(菊地勝秀君) 4番、櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) 4番、櫻井です。

4ページの衛生費のワクチン関係です。

基本的なことを教えてください。ファイザー社のやつはディープフリーザーで大体マイナス70度ぐらいで保管して、それから接種するまでに溶解させなきゃいけないと思うんです。自分ちみたいに電子レンジでチンてして解かしたやつを打つんではないと思うんです。ある程度、何時間、何日かやると思うんです。今、1バイタル当たり6回接種できるで通知が来ているはずなんですよね。その通知で予定の6の倍数に満たない。ドタキャン、いろいろと本人の都合等で出なくて6回のうちの3回やった。3回分余りました。うちのところみたいにラップをかけて冷蔵庫に保管しますというわけにいかないと思うんですよ。ある町ではそれを職員に打ってロスをなくしたとかということもありました。大江町の場合は、それはあかざさんにお任せするのか、それとも緊急で、残りの3人を急遽集めて打つのか。どのような考えでやっておられるか教えてください。

- **〇議長(菊地勝秀君**) 伊藤健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(伊藤 修君) 確かに、国の通達ではワクチンは無駄にしないようにという 通知がなされているものですから、基本的にワクチンが余った場合については、基本的な考え方は、既に65歳以上の方で80%ぐらい予約を受けておりますので、そういった中にまずお 電話を差し上げて、急遽、今日来ていただけますかとかそういったところの連絡を取らせて いただきたいと思います。それでも不可能な場合については、今回のやつは医療従事者とか 高齢者の福祉施設の従業員についても打つことができますので、その辺は臨機応変に町の施設の方に電話をかけて打ってもらうと。なるべく無駄にしないようにということで考えているところでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 櫻井和彦君。
- ○4番(櫻井和彦君) あかざさんだけにお任せするのはやっぱり大変なので、やっぱり町の 健康福祉課のほうも協力してそれは手配していただくということでよろしいんですよね。

このコロナワクチンは、先ほど菊地議員が言われたように、本人の承諾を得ていないのがまだ十数%いるわけで、その方をPCR検査したらどうかということを言われたんですけれども、実際、PCR検査は自分が現在陰性か陽性かを見極めるもので、コロナワクチンはこれから感染をするかどうかを抑える、防止するものであります。PCR検査で陰性であったとしても2回目、3回目で陽性が出ることもあるし、現在陰性でも周りから菌が入って自分

が陽性になる可能性もあるので、それは現在の目安。できるだけワクチンを打っていただいて、自分が陽性にならない、人にうつさない、キャリアにならないような形を町のほうも残りの十数%の方に説得していただいて、あくまでも個人の意思で受けるんでありますけれども、町を守るために、町民を守るために何とか知恵を絞って説得していただいて、ワクチンの接種率を上げていただくように努力していただきますようによろしくお願いします。返答要りません。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第45号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度大江町一般会計補正予算 (第1号))、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地勝秀君) 日程第10、議第46号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第2号) を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

〇町長(松田清隆君) それでは、議第46号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第2号) についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の内容に特化したものとしており、国の新たな緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の適用、さらには山形県独自の山形市、寒河江市における緊急事態宣言などにより深刻な影響を受けている商工事業者を支援する経済対策と福祉施設や医療機関における感染防止対策、町民の安心を担保するためのウ

イルス検査関係の経費などが主な内容となっております。

今年2月に町内の福祉施設でもクラスターが発生しましたが、その後も町民の感染が確認され、近隣の生活圏域での感染も依然として続いていることから、町内における経済活動は飲食店などを中心として停滞傾向がいまだ顕著なものとなっております。この間、2月から4月にかけて関連産業も含めて様々な商工事業者が大きな影響を受けているため、今後の事業継続を力強く支援するため、町独自の特別支援対策として、売上げが減少した場合などを条件として法人は40万円、個人事業主は20万円を上限に支援することといたします。

施設などにおける感染防止対策といたしまして、クラスターを発生させないことを第一義とし、高齢者の介護保険施設や障害者福祉施設、保育所、幼稚園などの子育て支援施設、そして町内の医療機関において重点的に感染防止対策を講じていただくため、1施設当たり50万円を上限に補助金を交付し、必要な物品、器材等を備えていただきたいと考えております。ウイルス検査に関しましては、仕事や就学などでどうしても県外との往来が必要となる町民の方や、濃厚接触者とならなくても不安を感じられる方がおられますので、不安解消を手助けするためのPCR検査費用の助成や、新たに町内の医療機関でPCR検査を受けられるよう検査機器導入に対する助成を行ってまいります。

歳入予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する ほか、不足する財源については前年度繰越金を充当しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、補正後の 予算総額を51億5,380万円とするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようにお願い申し上げます。

○議長(菊地勝秀君) 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長(五十嵐大朗君) 議第46号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第2号)の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、4ページをお開き ください。

3款民生費は690万円の増額です。

1項2目老人福祉費は、特別養護老人ホームやグループホームなど介護保険施設等を対象 として感染防止対策を講じていただくための補助金を町内7施設分計上しております。 同様に、1項4目障害者福祉費は、町内の障害者福祉施設1施設分、2項1目児童福祉総 務費では、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ5施設分の感染防止対策の補助金を計上いた しました。

2項4目児童福祉施設費は、子育て支援センターぱれっとの感染防止対策として非接触型 の体温検知器を導入するための備品購入費であります。

4款衛生費は610万円の増額です。

1項2目予防費についても、民生費と同様、医療機関における感染防止対策の補助金を5 医院分計上したほか、町内の医療機関で新たにPCR検査を実施していただくため、機器導入のためのウイルス検査体制確保対策補助金を計上いたしました。また、町内と近隣の生活圏域での感染が続いている現状や、感染拡大地域へ行き来される方もいることから、感染の不安を払拭できるよう、町民の方がPCR検査を受けた際の検査費用約100人分の補助金を計上いたしました。なお、原則として65歳以上の方は無料、65歳未満の方は自己負担5,000円程度で検査を受けられるよう制度設計を行いまして支援していく方針としております。

7款商工費は4,400万円の増額です。

1項2目商工振興費は、緊急事業継続給付金として、本年2月から4月の平均売上げと前年または前々年同期の平均売上げを比較し、20%以上減少している事業者を対象に、現在の厳しい経営環境を乗り越え、事業を継続していただけるよう支援するものであります。法人の場合は40万円、個人事業主は20万円を限度として、平均売上げの減少額と限度額を比較していずれか低い方の金額を助成しようとするものであります。

以上が歳出予算の概要であります。

3ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源として新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金を5,540万円計上したほか、不足する財源には前年度繰越金を充当しており ます。

以上が令和3年度大江町一般会計補正予算(第2号)の内容であります。

○議長(菊地勝秀君) それでは、お諮りします。

議第46号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。 なお、発言される場合はページ数をお示しの上、発言してください。 議第46号の質疑を行います。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番(伊藤慎一郎君) 8番、伊藤です。

4ページの一番上、老人福祉費の中で350万ほども助成するわけなんですが、対策って主 にどんな対策なのかちょっと詳細の説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(伊藤 修君) お答えをいたします。

介護保険施設等感染防止対策補助金350万円ということで、先ほど説明にもありましたとおり、町内の7施設に対して限度額50万円の助成をするものでございます。対象事業につきましては、基本的には介護保険施設等における新型コロナウイルスの感染防止対策事業に係る補助金ということで、新聞でも報道されているとおり、最近、近隣市町でも高齢者施設のクラスターが発生している状況があります。そういった中で、変異株の状況もありますし、そういったところをまずは防止していただくという意味で今回計上させていただきました。

対象事業については、まずは感染防止のための備品購入費、消耗品、その他感染症対策に係る経費ということで、例えばAIの体温検知器、空気清浄機の購入費、あとは施設内の抗菌作業の委託費などがございます。そのほかにオンラインでの職員研修等の受講費、あわせて、面会制限が多分されておりますので、その際のオンライン面会などによるインターネットの環境整備費などについても対象事業としたいと思っているところでございます。

以上でございます。

[「分かりました」と言う人あり]

- **〇議長(菊地勝秀君**) 5番、関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) 今の伊藤議員の質問に若干関連するかなと思っての質問になりますけれども、今、介護施設、障害者施設等の感染予防対策ということでの50万円という話がありました。感染防止対策をするのは大変結構なことなんですけれども、そこで働いている職員の方々に、先ほどのワクチンの話ではありませんけれども、まずはそこの職員たちをコロナ感染から守るためのワクチン接種などはどのように考えて、どのような計画を考えているのか教えていただきたいと思います。
- ○議長(菊地勝秀君) 伊藤健康福祉課長。

- O健康福祉課長(伊藤 修君) 高齢者施設等の従業員に対するワクチン接種につきましては、 国に接種基準というのがございまして、基本的には医療関係者、その次に65歳以上の方、そ の次に基礎疾患のある方と同等に高齢者福祉施設の従業員というような流れがございますの で、基本的にはまずは65歳以上の方の接種が優先になるわけではございますが、当然、日々 高齢者の方に接しているのが施設の職員でございますので、そのあたりについてはその施設 の考え方に柔軟に対応していただいて、職員の方にも積極的に受けていただくようなお願い は町のほうからはしているところでございます。
- 〇議長(菊地勝秀君) 関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) 今、課長のほうから説明があって、施設のほうに話をして柔軟に対応するということで話がありました。今、やはり現在、山形県でやっぱりそういう施設のクラスターというのがちょこちょこという感じで出ていると思います。その中で、町の施設でも1件、そういうものがあったと思います。そういうことで、やはり町内の老人の安全を守るためにやはりそういうところはもう少しプッシュしていただいて、やはりそういう職員の方にはある程度優先的に接種をしていただきながら、うつさない、そういうふうな関連から頑張っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ○議長(菊地勝秀君) ほかに質疑ありますか。
 宇津江雅人君。
- ○7番(宇津江雅人君) どうもすみません。最後、お願いしたいんですが、先般のニュースでしたかね、国のほうの予備費というのを、5兆円とか何か莫大な金をそのうちからコロナ関係の地方臨時交付金、何回目の対策の交付金か分かりませんけれども、それが5,400か500億という、それで山形県には6月頃、五十何億か60億か知りませんけれども、そういった情報をちょっと私なりに見たんですけれども。といいますと、6月に来るとなりますと6月の定例会に間に合うかどうか分かりませんが、大江町にそれでどのぐらいの臨時交付金が入るかも分かりませんので、ぜひ入りましたら今回のような緊急事業継続給付金とかこういったことの対策に計画していただきたいと思いますが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。総務課長。
- 〇議長(菊地勝秀君) 五十嵐総務課長。
- ○総務課長(五十嵐大朗君) 現時点で大江町に対してコロナウイルス関連の地方創生臨時交付金として交付が示されている額といたしましては、現時点では1億1,140万円程度というふうなことになっております。この金額につきましては、当初段階で5,000万円既に計上し

ておりますし、今回5,540万円追加で充当したことによって残りは600万ほどしかありませんけれども、先ほど議員からあったように、さらに国のほうから交付が見込めるとするのであるならば、今後の補正予算で対応していきたいというふうに思っているところであります。

- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- ○町長(松田清隆君) 今、総務課長から答弁なったとおりなんですけれども、情報によりますと、国から今回、臨時交付金が交付されるというふうなことで報道があった内容については、都道府県への配分というふうなことの情報のようです。なので、市町村にこれまでのように臨時交付金が入ってくるというふうなことは現時点ではちょっと期待できないかなというふうな現状のようでございますので、できるだけ来たら来たで有効に活用させていただきたいというふうなことでありますが、そういう認識を持って今進めているというふうなことをご確認いただければと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 関野幸一君。
- ○5番(関野幸一君) すみません。4ページになります。その中の商工費で4,400万ほど町内の商工事業者に対してご支援していただいたこと、誠にありがたく思っております。そこで、町長に一言だけお礼と苦言を言わせていただきたいと思いますけれども、まず……

[発言する人あり]

- ○5番(関野幸一君) いや言わせて。国のほうから感染症の地方創生臨時交付金、これが来てやはり町の事業者等に様々な支援というものをしていただいたと思います、これまで。ですが、やはりそこまで待てないというようなときもあります。そういうときにはやはり町の貯金を少し取り崩していただきながら、今後もやはり町内の事業者に対しての支援をしていただきたいということのお願いでありますので、一言、町長から言っていただきたいと思います。
- 〇議長(菊地勝秀君) 松田町長。
- **〇町長(松田清隆君)** 臨時交付金の状況などについては今、説明をしたとおりでございます。 今後の見込みについても、ちょっと不透明な部分が多過ぎて何とも申し上げられない状況で ございます。

昨日、知事と市町村の連絡会議といいますか意見交換会というふうなことがウェブでありました。その中で、知事のほうでも知事会として国のほうに臨時交付金の財源としての配分などの部分の要望も出ていたようでありますし、そうしたいというふうに知事は発言をしておったようであります。そういったことが市町村にもつながってくればありがたい話ではあ

るというふうには思いますし、今後ワクチンが進んだ中で感染状況がどう変わっていくか、 場面場面に応じた臨機応変な対応が必要だというふうに思っておりますし、そうすべきだと いうふうに思っております。

財源については、何とも、皆さんのお金として町がお預かりしているものであります。有効的に活用できる財源としてその部分は考えていかなければならないという責務もありますし、またタイミングを逸せずに使っていくというふうなことも必要かというふうに思います。その辺、バランスを見ながら進めたいと考えておりますので、その際には様々なご意見をいただきながら進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第46号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第2号)、これを原案のとおり決定する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(菊地勝秀君) 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。 これをもって、令和3年第2回大江町議会臨時会を閉会いたします。 皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3年 6月 21日

議 長 菊地勝秀

署名議員 菊地邦弘

署名議員藤野広美

令和3年第2回大江町議会臨時会 議案番号正誤表

訂正前	訂正後	議 案 名
議第41号	議第 <u>42</u> 号	専決処分の承認を求めることについて (大江町税条例等の一部を改正する条例)
議第 <u>42</u> 号	議第 <u>43</u> 号	専決処分の承認を求めることについて (大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)
議第43号	議第 <u>44</u> 号	専決処分の承認を求めることについて (大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)
議第 <u>44</u> 号	議第 <u>45</u> 号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度大江町一般会計補正予算(第13号))
議第45号	議第 <u>46</u> 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度大江町一般会計補正予算(第1号))
議第 <u>46</u> 号	議第 <u>47</u> 号	令和3年度大江町一般会計補正予算(第2号)

上記のとおり、令和3年5月24日議長の議事整理権(地方自治法第104条)に基づき訂正。